

## 第 16 章

### 準備書についての知事の見解

---

## 第16章. 準備書についての知事の意見

---

埼玉県環境影響評価条例第 16 条の規定に基づく、「所沢都市計画事業（仮称）三ヶ島工業団地周辺土地区画整理事業環境影響評価準備書」についての埼玉県知事意見を以下に示す。

### 意見書

所沢都市計画事業（仮称）三ヶ島工業団地周辺土地区画整理事業については、下記の事項を考慮して環境影響評価書を作成すること。

### 記

#### 1 全般的事項

- (1) 建設機械の稼働と資材運搬等の車両の走行が同時に発生もしくは集中することにより、大気汚染物質濃度や騒音・振動の値が基準値を超える調査地点が生じないように計画的な作業・運行を行うこと。
- (2) 周辺に存在する大森調節池について、工事に伴う濁水の流入や、湧水への影響が生じないようにすること。
- (3) 近年の気象災害事例を踏まえ、調整池からの越水、濁水の流出が生じないように十分な調整池を設置すること。なお、調整池設置後の状況について、計画地内には宅地や教育施設があることから、異常気象時に対応できるように継続的観測の実施が望ましい。
- (4) 計画地は平坦な地形であることから、進出企業の建築物による圧迫感について配慮する必要がある。当該圧迫感が軽減できるよう、建築計画や緑化計画を検討すること。
- (5) 計画地内に存在する林神社については、神社参道を含め、可能な限り改変を回避し、現在の歴史的・文化的環境を維持できるようにすること。また、参道に隣接する公園を造成する際は、神社利用者からの眺望の観点から、できる限り既存樹木を活用し、林神社と連続性のある景観を創出すること。
- (6) 温室効果ガス排出量については、国の排出削減目標（NDC）や、県、所沢市の地球温暖化対策実行計画、カーボンニュートラル宣言等との整合が図られるよう、温室効果ガスの排出が抑制されるよう造成事業を行い、また進出企業に対しても再生可能エネルギーの導入やグリーン電力購入を義務付けるなど、より強く働きかけること。

## 2 景観

- (1) 景観資源および眺望景観への影響については、評価書において、予測結果精度の向上を図ること。
- (2) 進出企業による大規模建築物の立地が想定され、計画地の敷地境界付近には神社や公園があることから、建築物による圧迫感が軽減できるよう、関係機関と協議して、色彩・緑化などの周囲の影響緩和措置の実施を指導すること。

## 3 史跡・文化財

計画地内に埋蔵文化財包蔵地が存在することから、試掘調査で発見されていない場合であっても、工事開始後に遺跡が見つかることも想定される。開発に当たり埋蔵文化財が確認された場合は必要な環境保全措置を講じること。

## 4 廃棄物

- (1) 事業に伴い生じる廃棄物の推計について、最新データの使用や、実際に想定される事業形態を前提とすることで、その予測評価結果の精度の向上を図ること。
- (2) 産業廃棄物の処理について進出企業に対して指導するとあるが、市には産業廃棄物の指導部署がないことから、現実的に対応できる部署を具体的に記載すること。
- (3) 廃棄物の処理に伴い発生する温室効果ガス削減の観点からも、できる限り廃棄物の発生量を抑制すること。
- (4) 発生が予想される一般廃棄物について予測評価が行われていないが、事業系一般廃棄物の発生が見込まれることから、当該項目についても予測評価すること。

## 5 温室効果ガス

予測結果について、現在の所沢市の産業部門からの排出量より多いものとなっている。図書に掲載されている原単位について、実際に想定される事業形態を前提とすることで、その予測評価結果の精度の向上を図ること。

## 6 事後調査

### (1) 騒音

計画地内に新たな道路が敷設されるため、現況値と予測値を直接比較できない地点がある。

当該地点における予測値は道路形状や幅員が類似している別地点の現況値や将来予測交通量を基とした予測結果であることから、当該不確実性を考慮し、新設道路開通による影響について事後調査により確認を行い、必要に応じて環境保全措置を追加すること。

## (2) 水質

計画地からの雨水排水先の河川においては、現状においても降雨時等において浮遊物質量が環境基準を超える値を示しているため、本事業による河川への影響を把握するため事後調査を実施し、結果に応じて保全措置を追加するなど、さらなる水質の悪化が生じないようにすること。

## (3) 土壌・廃棄物

造成等の工事による影響において、実施予定としている廃棄物対策工事中の環境調査を事後調査として位置付けることを検討すること。

## (4) 景観

林神社については、既存調査地点の参道だけでなく、境内からの計画地内の眺望についても事業前後の変更の程度を把握するために重要であることから、事後調査を実施し、結果に応じて保全措置を追加すること。

